

どぶろく特区の認定申請について

1. 現状と経緯

- ・現在、高山市では、荘川町と一之宮町が合併以前からどぶろく特区の認定を受けており、それぞれの地域において、どぶろくの製造や提供が行われている。
- ・令和6年度、丹生川町において、「農家民宿でどぶろくを製造し宿泊客に提供したい」、「自身で生産している米でどぶろくを製造し民宿や飲食店等に販売したい」との相談が2件あった。

<どぶろく特区について>

- ・構造改革特別区域の一つで、構造改革特別区域法に設けられた酒税法の特例により、特別に酒類の製造や提供を可能とするもの。
- ・どぶろく特区の認定を受けた地域では、民宿や飲食店など営む農業者が、自らが生産した米を原料としてどぶろくを製造するために酒造免許を取得する場合、酒税法第7条第2項に規定されている最低製造数量要件（6kl/年）の適用が免除される。

2. 対応方針

- ・丹生川町区域を新たなどぶろく特区として認定申請を行う。

<理由>

- ・どぶろくの製造や提供をしやすい環境を整備することで、農業者の6次産業化による所得向上だけでなく、民宿等で提供することにより観光面での魅力向上にも繋がり、地域振興に資するものであり、地域の特色を活かしたまちづくりが期待できるため。

3. スケジュール

令和7年5月頃

構造改革特別区域の認定申請

※認定の可否は令和7年7月から8月頃の予定